(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道野付郡別海町別海川上町一四四番地先から同町別海新栄町一二番二地先まで	前	二〇・九～三九・五メートル	○○・○六七キロメートル
	後	二三・四～四三・一七メートル	○○・○六七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道勇払郡むかわ町穂別稲里五五三番四九地内	前	二九・四一～三九・〇九メートル	○○・二〇〇キロメートル
	後	二九・四一～三九・六二メートル	○○・二〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

四(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇九二林班ろ小班から同市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五一〇五林班ろ小班まで	前	二〇・二五～三六・五三メートル	○○・○六七キロメートル
	後	二一・八七～三六・八〇メートル	○○・○六七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日　北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十九号	北海道余市郡余市町梅川町五〇一番一地内	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
二百三十七号	北海道沙流郡日高町字日高六一七番一から同町字日高一〇九二番まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
〃	北海道沙流郡日高町字日高五五九番四地内	〃
〃	北海道沙流郡日高町字日高五一五番四地内	〃
二百四十二号	北見市留辺蘂町金華二七七番一地内	北海道開発局及び同局網走開発建設部
二百七十三号	北海道紋別郡滝上町字オシラネップ原野二六八〇番三から同町字オシラネップ原野一五七九番七まで	〃

供用開始の期日　平成二十六年十一月二十八日

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成26年11月28日

中国地方整備局長　尾藤　勇

道路の種類	路線名	区間
一般国道	9号	安来市安来町字内浜1133番4から同市飯島字川尻1205番1までの上下線

油濁防止管理者養成講習の実施について

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十条に規定する油濁防止管理者を養成する講習として国土交通大臣が定める講習の実施に関し必要な事項を次のとおり公示する。

平成二十六年十一月二十八日

北海道運輸局長　渡邊　良
東北運輸局長　永松　健次
関東運輸局長　又野　己知
北陸信越運輸局長　徳永　泉

一　講習を実施する日時

平成二十七年一月二十九日（木）午後一時から午後四時五十分まで

平成二十七年一月三十日（金）午前九時三十分から午後四時まで

二　講習を実施する場所

関東運輸局

横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎

三　講習の対象者

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第四条の規定による海技免許（海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格についての海技免許を除く。）を受けている者又は同法第二十三条第一項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者であって、本講習の受講を希望する者

四　受講申請の手続等

受講希望者は、受講申請書を、関東運輸局ホームページのトピックスに掲載の「平成二十六年度油濁防止管理者養成講習会の実施について」からダウンロード又は郵送（郵送の場合は、八十二円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封し左記あて請求すること。）により入手し、同申請書に所要事項を記載のうえ、平成二十七年一月九日までに左記へ提出すること（郵送の場合は、一月九日消印のものまで有効とする。）。

五　受講申請書の請求先及び提出先

郵便番号　二三一－八四三三

横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎

関東運輸局海上安全環境部船舶安全環境課

電話番号　〇四五（二一一）七一三五

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十条に規定する油濁防止管理者を養成する講習として国土交通大臣が定める講習の実施に関し必要な事項を次のとおり公示する。

平成二十六年十一月二十八日

中部運輸局長　野俣　光孝
近畿運輸局長　土屋　知省
中国運輸局長　河田　守弘
四国運輸局長　澤山　健一
九州運輸局長　竹田　浩三
神戸運輸監理部長　安藤　昇
沖縄総合事務局長　河合　正保

一　講習を実施する日時

平成二十七年一月二十九日（木）午後一時から午後四時五十分まで

平成二十七年一月三十日（金）午前九時三十分から午後四時まで

二　講習を実施する場所

近畿運輸局

大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号　大阪合同庁舎四号館内

三　講習の対象者

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第四条の規定による海技免許（海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格についての海技免許を除く。）を受けている者又は同法第二十三条第一項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者であって、本講習の受講を希望する者

四　受講申請の手続等

受講希望者は、受講申請書を、近畿運輸局ホームページの新着情報に掲載の「平成二十六年度油濁防止管理者養成講習会の実施について」からダウンロード、又は郵送（郵送の場合は、八十二円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封し左記あて請求すること。）により入手し、同申請書に所要事項を記載のうえ、平成二十七年一月八日までに左記へ提出すること（郵送の場合は、一月八日消印のものまで有効とする。）。

なお、受講の受付は先着順とし、受講申請者の数が会場の収容能力を上回る場合には、受講者を制限することもあり得る。

五　受講申請書の請求先及び提出先

郵便番号　五四〇－八五五八

大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号　大阪合同庁舎四号館内

近畿運輸局海上安全環境部船舶安全環境課

電話番号　〇六（六九四九）六四一六